

2020 年度税制改正による コネクテッド・インダストリーズ税制の廃止

Issue 154, December 2019

In brief

2019 年 12 月 20 日、2020 年度（令和 2 年度）税制改正の大綱が閣議決定され、革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（コネクテッド・インダストリーズ税制）が、2020 年 3 月 31 日で廃止される改正案が明らかにされ、経済産業省及び総務省のウェブサイトで経過措置等の詳細が公表されました。本号では、経済産業省及び総務省のウェブサイトの掲載内容に基づき、申請等に係る今後の留意事項について解説いたします。

In detail

1. コネクテッド・インダストリーズ税制の 1 年前倒し廃止

令和 2 年度税制改正の大綱で、「革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は中小企業者等の税額控除制度は、所要の経過措置を講じた上、令和 2 年 3 月 31 日をもって廃止」し、「令和 2 年 3 月 31 日までに認定を受けた法人の認定革新的データ産業活用計画に係る革新的情報産業活用設備については、従前どおりとする」ことが明記されました。革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（以下、「コネクテッド・インダストリーズ税制」）は、2021 年 3 月 31 日末までの期間に対象資産の取得等をして事業に供用した場合に税制優遇措置を認める制度として平成 30 年度税制改正により創設されたものですが、令和 2 年度税制改正により 1 年前倒しで廃止されることとされています。

2020 年 3 月 31 日での廃止の改正（案）を受け、経済産業省及び総務省のウェブサイトでは、廃止に伴う経過措置の内容が掲載されています。

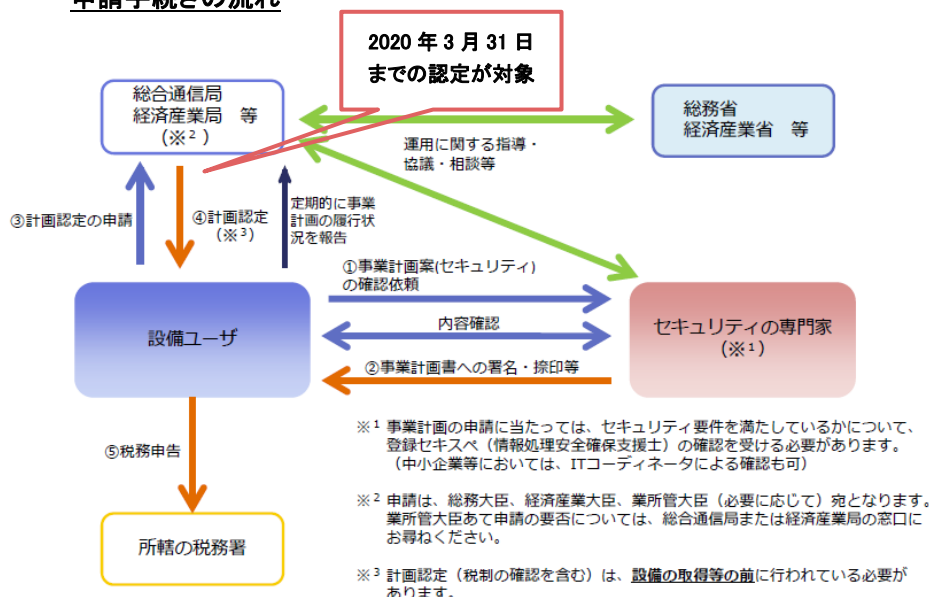
https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/data-katsuyo/iot-zeisei/20191220_oshirase.pdf

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu02_02000001_00001.html

2. 廃止に伴う経過措置と留意事項

コネクテッド・インダストリーズ税制の廃止に伴い、2020 年 3 月 31 日までに認定を受けた法人等が、認定された計画に基づいて対象設備等を 2021 年 3 月 31 日までに取得・事業供用した場合には、現行の税制遊具措置の適用ができる経過措置が講じられます。また、2020 年 1 月 6 日から 2 月 14 日までの「経過的対応期間」として定め、所要の手続がなされた案件を、優先的に審査することとしています（経過的対応期間以降も認定申請は受付はされます）。但し、経過的対応期間内に所要の手続を行ったとしても、2020 年 3 月 31 日までに認定を行うことを保証するものではないことが、留意的に書かれています。よって、スムーズな認定が行われるためには、必要な書類・証憑等の準備と確認が必要です。

申請手続きの流れ



出典：経済産業省「コネクテッド・インダストリーズ税制」

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/data-katsuyo/iot-zeisei/abstract1912.pdf

管轄局受付時の確認事項

- 要件 1: 計画の内容が十分に確定し、見積書等の取得設備に関する証憑（認定申請の手引きを参照）が整っていること。
- 要件 2: 認定の条件である情報処理安全確保支援士（中小企業の場合は IT コーディネータも可）の確認・署名が滞りなく行われる見込みのあること（確認を行う情報処理安全確保支援士（又は IT コーディネータ）の氏名および登録番号（認定番号）を確認）。
- 要件 3: 個人情報保護委員会への協議を要する案件については、経済産業省ウェブサイトに掲載する「個人情報関係記入事項チェックリスト」に示された項目及び協議に必要な資料や証憑類が準備されていること。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

Email: pwciapan.taxpr@jp.pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

高野 公人

パートナー

鬼頭 朱実

パートナー

村上 高士

ディレクター

荒井 優美子

マネージャー

山田 盛人

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 720 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義)としています。私たちは、世界 157 カ国に及ぶグローバルネットワークに 276,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2019 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。